

株式会社 宮城運輸 一般事業主行動計画

令和4年3月9日 策定

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日(3年間)

2 内容

目標1 令和6年4月までに、猶予されてきたトラック運転手に関する働き方改革関連法における時間外労働の上限規制に対する取り組みを行い、運転の業務に関しては、令和5年10月以降、年間の時間外労働平均を75時間以内(年間900時間)とする。また、運転以外の業務に関しては、法令遵守を継続し、月間80時間超の時間外労働は行わないものとする。

(対策)

令和4年4月～ 配送コースの随時見直し、ドライバー1人が様々なコースを覚えられるようにする取り組みの実施

令和5年4月～ 取り組みの見直し、実施

目標2 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供の実施

(対策)

令和4年4月～ 出産・育児休暇対象の女性従業員が出た際の説明資料(より詳しいもの)の作成

令和4年10月～運用開始

目標3 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

(対策)

令和4年4月～ 説明資料の作成

令和4年10月～運用開始